第1号様式の２（第７条、第１２条関係）

　　（提出日）　　　　年　　月　　日

解体工事等を行う建築物の石綿除去計画報告書

（宛先）港区長

　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

（法人にあっては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱第７条第２項の規定に基づく石綿除去計画について、以下のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 解体工事等の名称 |  |
| 解体工事等の所在地 | 東京都港区 |
| 大気汚染防止法第１８条の１７第１項（第２項）の届出の対象とならない石綿等の飛散防止措置等詳細 |
| 使用箇所 | 建築材料の種類 | 飛散防止措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
| 現場担当者の所属、氏名及び連絡先 | 元請業者 |  |
| 下請負人（石綿等の除去等作業を行う者） |  |

備考１　石綿除去等期間を示した工事全体の工程表を添付すること。

　　２　大気汚染防止法第１８条の１７第１項（第２項）の届出の対象とならない石綿等の除去範囲

を示した図面、写真等を添付すること。

　　３　大気汚染防止法第１８条の１７第１項（第２項）の届出の対象とならない石綿等の除去手順

を具体的に示した工程図を添付すること。

　　４　大気汚染防止法第１８条の１７第１項（第２項）の届出の対象とならない石綿等の飛散防止

措置等詳細欄に記入しきれないときは、別紙を用いること。

別紙

|  |
| --- |
| 大気汚染防止法第１８条の１７第１項（第２項）の届出の対象とならない石綿等の飛散防止措置等詳細 |
| 使用箇所 | 建築材料の種類 | 飛散防止措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |
|  | □保温材　□仕上塗材□けい酸カルシウム板第１種□ | □非石綿部での切断による除去□原形のまま取り外し□湿潤化　□隔離養生□湿潤化及び隔離養生と同等以上の措置 |